

各務原市及び笠松町内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとな るようにするため必要と認める 事項	合意状況
三井町公民館前 (三井町公民館)	各務原市三井町5丁目226番地	株式会社アイシンが実施する一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)の用に供する自動車(チョイソコかわしま)に限る。	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車は、左欄に係る運 行時間内に限るものとする。	令和6年8月26日 関係者全員の合意 が完了
西養寺 (三ツ屋西養寺)	各務原市川島松原町286番地			
東米野	羽島郡笠松町米野652番地の4			